

(5) 公開

不用意な公開・活用は劣化や損傷の原因となります。文化庁の公開に係る指針に基づき、適切に公開していく必要があります。個々の置かれている状況は様々で、その適切な保存・活用に関しては、状況に応じた保存活用計画を策定していくことが必要です。

3 無形文化財

(1) 調査、指定、選択

無形文化財には芸能分野と工芸技術分野等がありますが、いずれも人間が体現する「わざ」そのものであり、そのわざを高度に体得した個人や団体を評価するものです。芸能分野は舞台等での成果発表、工芸技術分野は公募展・作品展等への出品を通して最新の技術・技能の動向の把握につとめつつ、これまでの実績を勘案しながらそれぞれ分野ごとの詳細な調査を継続的に行うことが必要です。

また、調査にあたっては、後継者の育成、技術・技能の発信、地域文化への貢献など、「わざ」の継承と普及啓発に関する取組の調査もあわせて行うことが重要です。

(2) 伝承、記録作成

「わざ」を伝承する保持者や保持団体は、自らそのわざを練磨するとともに、その継承に向けた活動を積極的に実施することが必要です。

一方、記録作成も次世代に向けた継承活動の重要な取組です。記録作成の方法は多種多様ですが、過去のデータを含む成果物の公開を積極的に取組む必要があり、記録方法も含めてどのようなあり方が適切なの今後の検討課題です。

(3) 公開

また、近年の社会状況の変化により、保持者・保持団体の継承に向けた活動は後継者や弟子に限ることなく広く一般に公開することが求められており、市町や関係機関と連携しながら取組を進めることが必要です。「わざ」の公開は、後継者の育成に加え、無形文化財の周知や理解の促進にも必要不可欠です。

4 無形民俗文化財

(1) 調査、指定

国・府の指定等は、府立丹後・山城両郷土資料館や各市町村による民俗調査の成果を基礎として進められてきました。社会の変化は、地域で伝えられてきた民俗行事、民

俗芸能等の急激な消滅や変容を進展させています。継続が困難なものについては詳細な記録作成が求められています。

(2) 保護・管理

地域のコミュニティによって担われるのが本来の姿です。自主性が失われないようにすることも重要です。時間の経過の中で変容するため、特定の型を固定して保存することは不可能です。また、保存・活用には、伝承者の養成を基本とし、演じる機会を継続的に設けることや地域の人々の協力を得ることができる環境づくりが必要です。保存のためには、使用される用具、演じる施設等の維持・管理が重要ですが、高額な費用が必要で大きな負担となっています。安易な修理・新調事業による文化財として不調和な変容を避けることも重要です。

(3) 活用

祭礼行事は、多くが他者から観られることを意識しています。多くの人たちがこれを鑑賞できるようにすることが継承面で重要です。地域コミュニティの衰退が、変容や継承へ向けた取組の衰退へつながります。その中で、変容に柔軟に対応し、継承に努めている事例が府内で幾つか認められます。これを広く情報共有していくことは継続に向け重要です。大規模な祭事では観光化が進み、ボランティア等の外部人材の協力やクラウドファンディングによる寄付募集などの取組も行われています。今後の保存や公開活用には、地域毎の状況を踏まえた保存活用計画の策定が課題といえます。

加えて、次代の継承に向け、様々な行祭事を将来再現が可能になるような形で記録するとともに、その記録にアクセスしやすい環境を整えることも重要です。

5 有形民俗文化財

(1) 調査、指定

府内の資料館、博物館等では、地域の特色を示す有形民俗文化財の調査、収集を進め、市町村では、その代表的なものを指定し保存を図っています。

(2) 保護管理

戦後の高度成長期以降の生活用具類の保存等に関しては今後の課題です。収納スペースの確保やその費用負担などが課題となる中、体系的な収集の方向づけを図ることが課題となっています。

(3) 修 理

有形民俗文化財の場合、そのものがかつてどのような形態をしていたかということよりも、使用されていた痕跡をどう伝えているか、ということが重要です。修理に当たっては、復元的な修理とならないよう、使用形態やその痕跡を確認しながら進めることが重要です。

(4) 公開、活用

広く公開していくことは伝承していくために重要ですが、失われた生活様式の伝え方は大きな課題です。どのように保護し、管理、修理、公開・活用していくかが課題であり、保存活用計画を策定することも必要といえます。

6 史跡名勝天然記念物

(1) 調査、指定

史跡等には多種多様な文化財が該当します。そのため、府内には未指定であっても、国指定に劣らない価値をもつ、遺跡・社寺、庭園・橋梁、溪谷・海浜などが多数存在しています。史跡等の新規指定や追加指定を図り、その保存・活用を推進していくことが重要です。併せて各種記念物に悉皆的な調査を実施し、未指定文化財に一定の価値付けを行い、幅広く保存・活用を図ることも課題といえます。

(2) 保存、管理、修景・整備

史跡等の保存はその種類・性格等に応じた適切な手法によりなされる必要があります。また、日常の管理においても同様の配慮が必要とされます。

修景・整備事業を実施する際には、適切な保存・活用のための計画、文化財の本質的価値を踏まえた手法等による事業実施が必要です。

(3) 活 用

史跡等の活用として、歴史公園としての整備あるいは現状の社寺・庭園等の公開などが行われています。これまでも、歴史公園は地域の遺跡や歴史を学び、体験する場としての活用が行われてきています。社寺・庭園は有名観光地として多くの来客があり、地域の歴史・文化を体験する場として活用されています。このようなケースでは、周辺も観光地化している場合が多く見受けられ、食事や文化について併せて体験することもできます。直接的な活用でなくとも地域活性化の核となっています。また、近年ではVR・ARを利用した仮想体験や、ユニークメニューとして各種のイベントが開催される事例も増加しています。

(4) 課題

史跡等には多種多様な文化財があり、その種類・性格・規模などにより様々な課題があります。そのため、個別の史跡等に応じた適切な対応を行う事が求められます。そのために「保存活用計画」が策定されることが望まれますが、未策定の史跡等が大部分であることが課題となっています。

保存・修復事業等は、文化財修理の技術を用いて適切に実施する必要があります。しかしながら、専門的な知識・技術をもつ設計監理業者、施工業者等が不足している点が課題となっています。

また、活用事業において、近年、利用者等が必要とする便益施設等の設置、新たな収益施設等の設置が求められることが多くなっています。利用者等の増加により、史跡等にどのような影響が与えられるのかもモニタリングを行い、対応を図ることも必要とされています。一方で、周辺にインフラが整っていないため十分に活用されていない史跡等も存在しています。

所有者の財政的事情にも課題があります。所有者による維持管理が困難となった場合、自治体が管理団体となるなどの検討も必要ですが、自治体の財政状況にも課題があり、自らが所有する史跡等の整備もままならない状況があります。

天然記念物は、周辺環境の変化により滅失のおそれがあります。京都府には、多様で貴重な自然環境が広がるのに対して、現状での天然記念物の指定・登録件数が少なく、自然保護の観点からも、その調査を進めていく必要があります。ただし、自然環境の一部でもある天然記念物についての保護・管理等は単純ではなく様々な課題があります。

7 文化的景観

(1) 文化的景観の選定

文化的景観保護のため、国・府による選定制度があります。それぞれ選定の手続きに差がありますが、両者とも自治体の景観部門との連携が必要です。

文化的景観は、有形の文化財という側面から、一定の範囲と重要な構成要素が一体的に選定されることとなります。また、地域住民による生活・生業が生み出した景勝地という価値を持つことから、実際にそこに住んでいる人たちには気づかれていない可能性があります。そのため、様々な視点から、生活・生業と景勝地の関係を研究・検討し、価値付けを行う必要があります。また、生業が生み出す景観のため、選定にあたっては地域住民の理解や協力が不可欠となり、合意形成に時間や労力が必要となります。

(2) 保存・修景

文化的景観の保存・修景は、重要な構成要素が生活・生業を感じさせるように実施されることが必要です。また、周辺の環境も一体のものとして捉え、保存・修景の計画に反映することが望めます。一方で、文化的景観は、緩やかな変容を容認する文化財でもあります。本質的な価値を維持しつつ、まちづくりとして、地域の活性化に繋げていく観点も必要とされています。

また、地域住民の生活・生業が生み出した景勝地に本質的な価値があるということから、地域住民の生活・生業に対する配慮も必要となります。文化的景観は、景観というハードウェアの側面を生活・生業というソフトウェアが支えていることに充分配慮し、持続可能な体制を整えることが望めます。

(3) 課題

国選定重要文化的景観に対する自治体の取組は、制度が新しいこともあり、選定に至ったのが、宇治市、宮津市、京都市の3市、選定のための取組を進めているのが和束町1町という状況です。国選定重要文化的景観制度は、まちづくりと密接に関連しているため、今後の文化財保護行政だけでなく、地域活性化やまちづくりへの活用が期待されます。一方で、地域独特の生活・生業が衰退し景観が変貌していく現状において、現在はかろうじて残されている文化的景観が早期に衰亡・消滅する危険性もあります。

8 埋蔵文化財

(1) 現状

京都府には約 18,000 箇所の埋蔵文化財が確認されています。

埋蔵文化財保護行政の基本は、把握・周知、調整、保存、活用の4段階からなり、この4段階が円滑に循環することが求められます。なお、府内自治体の埋蔵文化財専門職員配置状況は約7割となっています。また、目的別に開発事業に伴う記録保存のための発掘調査と、史跡・遺跡の保存・活用、整備のために実施される保存・活用目的のための発掘調査がありますが、現在、前者の件数が圧倒的に多い状況です。

(2) 把握・周知、調整、保存、活用

埋蔵文化財の把握を目的に実施する分布調査は一部の市町村を除き、悉皆的に実施されています。その成果は、府のホームページで公開され、周知が図られています。

記録保存目的の発掘調査は、市町村の公共事業や民間事業については原則市町村が対応しています。また、保存・活用目的の発掘調査についても府・市町村が実施して

います。現在、史跡整備に繋げるための発掘調査が複数の市町で行われています。

京都府では昭和 56 年に財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターを設立し、府教育委員会が調整の上、府事業、国・旧公社公団事業にかかる発掘調査を実施し、併せて、遺跡に関する研究や普及啓発活動を実施しています。

埋蔵文化財の活用の一環として、府・市町村ともに現地説明会の開催や、各種セミナー・シンポジウム、遺跡・出土品等に関する展示、普及啓発冊子の刊行、体験学習など多様な取組を行っています。

(3) 埋蔵文化財専門職員

府内市町村では、埋蔵文化財専門職員が開発に伴う発掘調査等の対応と文化財全般を担当する事例が多く見られます。そのため、幅広い知識で地域の文化財全体の保存・活用を担う専門職員として位置付け、人材育成を図っていくことが望まれます。

(4) 課 題

府内市町村では、開発事業に伴う記録保存を目的とした発掘調査が主体となり、普及啓発や活用とのバランスを欠く場合が見受けられます。また、熟練した技術、地域の埋蔵文化財に対する深い知識を有する職員が退職し、世代交代が進んでいる点にも課題がみられます。

また、これまでの発掘調査によって得られた出土品は、貴重な文化財ではありますが、収蔵施設や展示施設あるいは人材が府・市町村とも不足しており、十分な活用がなされていない状況にあります。

9 文化財保存技術

文化財の修理及び修理等に用いる材料・用具の生産・製作などを行う上で欠くことのできない伝統的な技術や技能は、法・条例により選定保存技術として選定され、その保護が図られています。その保持者・保持団体は、零細事業者が多く、行政の支援がなければ技術を継承することが難しい状況です。

10 その他 世界文化遺産

(1) 登 録

京都府に所在する世界文化遺産「古都京都の文化財 一京都市・宇治市・大津市一」は、京都市、宇治市、大津市に所在する 17 社寺城から構成され、比較的早い 1994 年に世界遺産条約に基づき登録されました。

(2) 保存、管理、修景・整備、活用

構成資産は国指定史跡等もしくは土地と一体的に指定された重要文化財建造物となっています。そのため、世界文化遺産独自の保存、管理、修景・整備に関する制度はなく、通常の国指定史跡等、重要文化財建造物と同様の扱いが各所有者により行われています。

(3) 課題

世界遺産の構成資産をとりまくバッファゾーンは文化財保護法ではなく、景観条例や古都保存法などでの対応となっています。そのため、バッファゾーンで行われる開発行為等への対応が課題となっています。

また、複数の自治体に構成資産が存在しているため、一体的な保存・活用をどのように図るかも課題となります。

別添資料3 国宝・重要文化財市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名	建造物				美術工芸品														合計			
	重文		国宝		絵画		彫刻		工芸品		書跡典籍		古文書		考古資料		歴史資料		重文	国宝		
	件数	棟数	件数	棟数	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝				
京都市	210	482	42	51	458	42	299	32	169	13	442	55	272	26	18	3	22			1680	171	
乙訓	向日市	1	1								2											
	長岡京市																				3	
山城	大山崎町	4	7	1	1	1		7													6	
	宇治市	14	49	3	6	5	1	22	3	4	2	1									9	
	城陽市	3	3					2									1				34	6
	八幡市	5	27	1	10	2		10		1		4		2							3	
	京田辺市	6	12			1		3	1					1							19	
	木津川市	19	20	3	3	3		26	3	1		1		1							5	1
	久御山町	1	1					1													32	3
	井手町																					1
	宇治田原町								6					2								8
	笠置町	1	1						3		1											5
	和泉町	3	3					2								1						3
	精華町	2	2					2														2
	兩山城村					1		1														2
	南丹	龜岡市	7	7			4		8			2										2
南丹市		6	8					1													14	
京丹波町		5	5								2				1						2	
中丹	綾部市	3	3	1	1	2		3		1		1									2	
	福知山市	1	1			2		1													8	
	舞鶴市	4	21			6	1	10							1						4	
丹後	宮津市	2	9			1		6		5		1									17	1
	与野町							1		1				1	1						17	1
	伊根町					1				1					2		1				5	
	京丹後市	2	2					2													2	
郡部	計	89	182	9	21	33	2	120	7	16	2	15		13	1	9				5		
合計	計	299	663	51	72	491	44	419	39	185	15	457	55	285	27	27	3	24			208	12

* 国宝件数は、重要文化財件数の内数である。

別添資料4 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覽

(平成31年4月1日現在)

市町村名	重要有形民俗文化財 (件)	重要無形民俗文化財 (件)	重要無形文化財 各個指定		重要伝統的建造物群保存地区 (地区)	国登録有形文化財		文化的重要景観 (件)	有形民俗文化財 国登録 (件)	国選定保存技術	
			人数 (人)	件数 (件)		建造物 (件)	美術工芸品 (件)			保持者 人	保持団体 (件)
京都市	4	6	9	10	4	427	2	1	2	18	12
乙訓	向日市					24					
	長岡京市					24					
山城	大山崎町					13					
	宇治市		1	1				1			
	城陽市					9					
	八幡市					3					
	京田辺市										
	久御山町					11					
	井手町										
	宇治田原町										
	木津川市		1			1					
	笠置町										
	和束町										
	精華町										
	南山城村										
南丹	亀岡市		1			3			1		1
	南丹市		1		1	7					
	京丹波町										
中丹	綾部市	1				2					
	福知山市					5					
	舞鶴市		1			16					
丹後	宮津市					10		1			
	与謝野町				1						
	伊根町				1	2					
	京丹後市					13					
郡部計	1	4	1	1	3	143	0	2	1	0	0
都合計	5	10	10	11	7	570	2	3	3	18	12

別添資料5 (特別) 史跡名勝天然記念物市町村別件数一覽

(平成31年4月1日現在)

市町村名	史跡			名勝			天然記念物			計	特別計	登録記念物						
	史跡	特別史跡	史跡及び名勝	特別史跡及び名勝	史跡及び天然記念物	特別史跡及び天然記念物	名勝	特別名勝	名勝及び史跡				特別名勝及び史跡	天然記念物	特別天然記念物	天然記念物及び名勝	特別天然記念物及び史跡	
京都市	36		13	3		30	9	7		6							92	12
乙訓	向日市	2															2	0
	長岡京市	1															1	0
	大山崎町	2															2	0
山城	宇治市	3		1		1											5	0
	城陽市	6															6	0
	八幡市	2				1											3	0
	京田辺市	1				1											2	0
	久御山町																0	0
	井手町																0	0
	宇治田原町																0	0
	木津川市	4					1	1									6	0
	笠置町			1													1	0
	和東町	1															1	0
	勝山町																1	0
	南丹	亀岡市	2							1							3	0
	南丹市					1										1	0	
	京丹波町															0	0	
中丹	綾部市	2				1										3	0	
	福知山市															0	0	
丹後	美作市									1						1	0	
	宮津市	2				1	1									4	0	
	与謝野町	4														4	0	
	伊根町															0	0	
	京丹後市	5														5	0	
郡部計	37		2			6	2	1		1		1				7	0	
合計	70		15	3		36	11	8		9		1				50	2	
												139	14	1				

※ 特別史跡名勝天然記念物の件数は、史跡名勝天然記念物件数の内数である。

※ 史跡のうち乙訓古墳群は京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがるためそれぞれでカウント。合計数は1件のため、合計数値とは一致しない。

市区町村名	有形文化財													民俗文化財		記念物					指定・登録小計		文化財環境保全地区		文化的景観		合計			
	美術工芸品													無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝		天然記念物	天然記念物及び名勝	指定	登録	決定	選定	選定				
	建造物		絵画		彫刻		工芸品		書跡典籍		古文書		考古資料		歴史資料			小計										有形	無形	
	指定	棟数	登録	棟数	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定		登録	指定		登録	指定									登録	指定	登録
京都市	49	148	8	15	33	14	1	20	6	10	8	7	1	98	2	9	2	1	2	3	1	2	165	12	1	2	180			
乙訓																														
向日市	2	3	1	1							1			1	0								4	1		1	6			
長岡京市	1	1	1	3	2	4				2	1			9	0						1	1	11	2	1		14			
大山崎町			1	2		1		1			1			3	0								3	1			4			
宇治市	11	16	3	4		3	1			2	3			9	0			1	1		4		26	3	2		31			
城陽市			4	5		1							1	1	1		2						1	7	4		12			
八幡市	5	10	2	3		3	2	1		2	1			9	0			1	1		1	1	17	3	2		22			
京田辺市	1	3	5	5	3	2	1			1	1	1		7	2					2			10	7	6		23			
木津川市	4	7	8	18	2	1	4	3	2	1		1	1	11	5			3	1	5	1		18	21	8		47			
山城				1	1						1			0	1							2		0	4		4			
久御山町			1	1							1			0	1								4	2	2	1	9			
井手町	1	1	1	2			1			1	1			2	1								3	4	2		9			
宇治田原町	1	2	3	5		1								3	0					1			3	3	1		7			
三置町			2	2	1			1		1				4	0			2	1			1	6	4	1	1	12			
和束町	1	2	1	2	2	2								1	0								2	1	1		4			
精華町			1	1			1							1	0								2	3	1	1	7			
南丹			2	3	1					1				1	1			1	1	3		3	1	23	11	7	43			
亀岡市	7	8	6	12	2	3	2	2		2		3		12	2			1	1	3		1	19	21	7		47			
南丹市	7	9	8	12	1	2	1	2	1	1	1			6	3			2	10	3		1	11	10	2		23			
中丹			1	5	7	2	3	1	1	2	1			8	2				1	3		1	11	10	2		23			
綾部市	7	9	7	10	1		1	2	1	1	1			6	2	1			3		1	1	16	12	5	1	34			
福知山市	5	14	4	10	5	1	1	2	2	2	4	3		17	3	1	1		2	6	3	2	31	13	5	2	51			
丹波市	8	20	3	5	3	2	2	1		3	2	1		12	2			1	11		2		22	17	3		42			
宮津市	6	12	1	4	4	5	2	1	2	5	1	3	1	22	2			3	1	2	3	1	33	8	1	1	43			
丹後			5	5	8	3	7	2		4			1	17	9			3	11	6	1	1	1	34	25	3	2	64		
京丹後市	5	5	5	8	3	7	2			4			1	17	9			3	11	6	1	1	1	34	25	3	2	64		
伊根町			1	2	1						4			5	0			2	5				7	6			13			
与野町	3	10	2	2	1			1			2			4	0			1	3	4	2	2	16	5	3		24			
郡部計	76	133	78	129	34	8	39	8	22	9	9	1	33	8	28	1	6	1	171	36	2	0	1	322	196	67	0	595		
地域定めず																							5				5			
合計	125	281	86	144	67	8	53	9	42	9	15	1	43	8	36	1	13	2	269	38	11	0	3	487	213	68	2	780		
			211			75		62		51		16		51		37		15		307		11		700						

※ 重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は除く。

別添資料7 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覽

(平成31年4月1日現在)

市町村名	有形文化財									有形民俗文化財	記念物				合計				
	建造物	美術工芸品							史跡		名勝	史跡及び名勝	天然記念物						
		絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料						小計					
京都市	431				1			27		28	7								
乙訓	向日市						7	17	6	30	2	1						466	
	長岡京市	14	25	7		1	9	12	2	56		1						33	
	大山崎町	1	2	3			1			6		1						71	
山城	宇治市	13	44				14	5	2	65	2							7	
	城陽市	8						3		3	3	2						80	
	八幡市		13	4			1	3	1	22	2							16	
	京田辺市		10						2	12								24	
	木津川市	20	38			5	4	8		55	2	1						14	
	久御山町								4	4	1			1				79	
	井手町									0	1							5	
	宇治田原町									0								1	
	笠置町	6							1	1	2							0	
	和束町									0								9	
	精華町	6						2		2	1							0	
	南山城村	4								0	1							9	
	南丹	亀岡市	17	7	24			8	5		44	8	12	2					5
		南丹市	13	1	4		1	1	2		9	6	2						83
京丹波町								2		2		1	2					30	
中丹	綾部市	5	1					5		6	1	2						5	
	福知山市	9		2				4		6	1							14	
	舞鶴市	19	5	2		1	2	3		13	3		1					16	
丹後	宮津市	9	25	3				5		33	2	2						36	
	京丹後市	52	8				2	5		15	3	1		1				47	
	伊根町	1					2			2								71	
	与謝野町	7				1	1	6	3	11	1							3	
郡部計	204	179	49	0	23	48	86	12	397	42	27	5	2	0				19	
合計	635	179	49	0	24	48	113	12	425	49	27	5	2	0				677	
																		1143	

別添資料8 市町村指定文化財件数一覽

(令和元年5月1日)

市町村名	有形文化財											民俗 文化財		史跡	名勝	天記	文景	伝建	選定 保存	環境 保全	合計	条例 施行 年月		
	建造物		美術工芸品									無形	有形											
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸	書跡	古文	考古	歴史	計	有形		無形											
京都市	指定	74	182	77	56	26	8	12	21	11	211		8	0	16	34	25	0	4		10	382		
	登録	27	43	3	7	1			23		4		3	54	12	3	10						147	S57.4.1
	計	101	225	80	63	27	8	35	21	15	249		11	54	28	37	35	0	4		10	529		
向日市				2	8				5	7	1	23		1	1	2							27	S59.9.23
岡京市		6	35	8	6				6	7		27		1	3		4						41	S50.7.1
大山崎町		5	5		2				1	1		4											9	S60.4.1
宇治市		4	15	3	34	2	3		3	2	47	1		1	2		1						56	S44.4.16
城陽市		5	11		10	2			3	4	3	22		1	2	3							33	S61.4.1
八幡市				5	10				1	1		17											17	S60.4.1
京田辺市					12					3		15			4	3							22	S50.3.24
木津川市		6	7	5	10			1	3	3	3	25			1	4	1						37	H19.3.12
久御山町				2	5	1						8					1						9	H5.3.30
井手町				1	1					1		3					1						4	H7.4.1
宇治田原町	指定	9	9		12		2		1		15		1		1	1	2						29	
	登録	1	1								0												1	S48.10.5
	計	10	10		12		2		1		15		1		1	1	2						30	
精華町				5							5												5	S43.12.27
相楽東部広域連合											0												0	H21.4.1
亀岡市		9	14	4	17	4	1		1		27		3	2	3		5						49	S43.12.23
丹波市		17	25	2	39	11	2			1	55		1	2	1		11	0	1		1		89	H18.1.1
京丹波町		3	3	2	13	4	4				23			4	7	1	9						47	H17.10.11
津和野市		4	6	5	13	3	4	7		2	34			2									40	S40.4.1
福知山市		29	36	25	44	17	4	12	3		105		3	11	3		23						174	S38.6.1
舞鶴市		10	12	9	24	12	2	8	7	10	72		16	5	1	1	12						117	S38.10.17
宮津市		6	6	8	14	3	2	2	2	2	33		10	5		1	8						63	S59.4.1
京丹後市		12	12	15	12	11	3	1	9	1	52		1	3	17	3	11	0			2		101	H16.4.1
伊根町		1	2		1						1		1	10								1	14	S60.6.29
与野町		7	7	5	17	10	3	1	3	1	40			4	5		3		1				60	H18.3.1
郡山指定計		133	205	101	309	80	31	50	56	26	653	1	39	57	55	9	90	0	3	0	3		1043	
合計	指定	207	387	178	365	106	39	62	77	37	864		1	47	57	71	43	115	0	7	0	13	1425	条例制定 市町村 26/26
	登録	28	44	3	7	1	0	23	0	4	38		0	3	54	12	3	10	0	0	0	0	148	
	計	235	431	181	372	107	39	85	77	41	902	1	50	111	83	46	125	0	7	0	13	1573		